

◆障害者雇用状況報告にあたり◆

報告対象障害者の計上もれはありませんか??
“実は障害者手帳を持っている”方はいませんか??

常用雇用労働者が40.0人以上*の事業主は、毎年6月1日における障害者雇用の状況について厚生労働大臣に報告しなければなりません。(*週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は0.5人で算定)
事業主には、法定雇用率以上の障害者を雇用する義務があり、その率は今後引き上げが決定しています。(令和7年4月現在2.5%⇒令和8年7月～**2.7%**)

さらに、令和7年4月より以下の業種について、雇用率算定の基礎となる常用雇用労働者数から除外できる率が一律**10%引き下げ**られました。

非鉄金属第一次精錬・精製業 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く) 建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業
郵便業(信書便事業を含む) 港湾運送業 警備業 鉄道業 医療業 高等教育機関 介護老人保健施設
介護医療院 林業(狩猟業を除く) 金属鉱業 児童福祉事業 石炭・亜炭鉱業 道路旅客運送業
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く) 小学校 幼稚園 幼保連携型認定こども園
船員等による船舶運航等の事業

▶雇用率を満たしていないと

- ・障害者雇入れ計画作成を命じられ、改善が見られない場合は**企業名が公表**されます
- ・不足人数に応じて国に**納付金**を納める必要があります(常用雇用労働者100人超の場合)

だからこそ…

障害者雇用状況報告の前に、

- ①報告書に計上する人数に誤り(漏れ)がないか
 - ②障害者と把握している方以外で障害者手帳をお持ちの方がいないか
- についてももう一度確認をお願いします。

法定雇用率の
対象となる
障害種別

◆身体障害者◆
身体障害者手帳
1～6級
もしくは
7級が2つ以上

◆知的障害者◆
療育手帳
A～C
※自治体によって名称が
異なる場合あり

◆精神障害者◆
精神障害者
保健福祉手帳
1～3級

注意!!

従業員への確認は、その理由・目的を本人へ説明したうえで行う
とともに、プライバシーに対する十分な配慮をお願いします。

Check!

